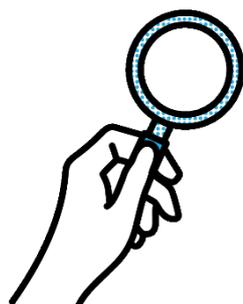
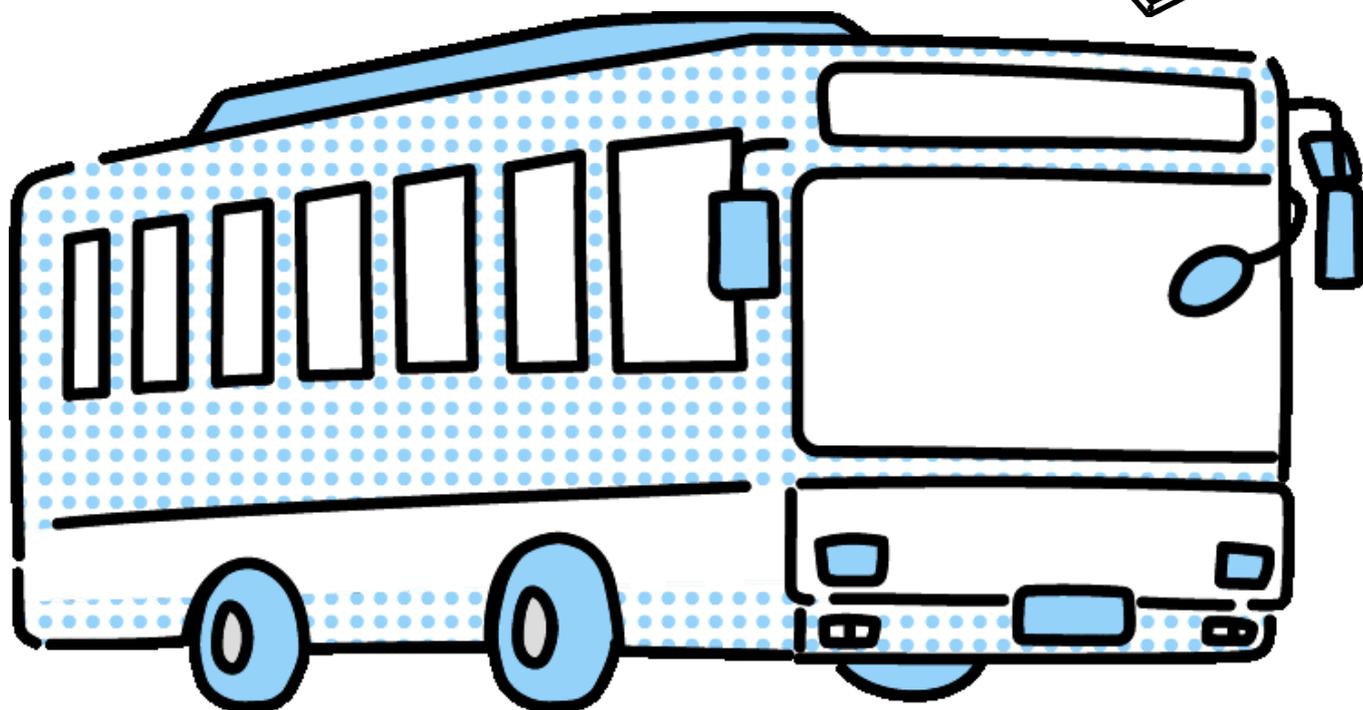


令和8年度いきいき 活動外出支援事業のご案内



高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する視察、研修その他自主的な活動のためにバスを借り上げる費用について、補助金を交付します。

【対象】

市内在住の60歳以上の方11人以上で組織する団体

【お問い合わせ】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 高齢福祉課

電話 043-245-5169

【市ホームページ】



1 補助にあたっての要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 千葉市内に住所を有する60歳以上の者で構成され、千葉市に活動拠点がある団体 ◎宗教活動、選挙活動及び営利を目的とした活動をしている団体は対象となりません。 ※原則として、<u>バスに乗車する方全員が千葉市内に住所を有する60歳以上</u>の場合に限ります。 											
補助対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 視察、研修又は学習活動 ● 社会福祉等に関するボランティア活動 ◎<u>観光、遊興その他娯楽が主たる目的の活動は利用できません。</u> ◎当日バスに乗車する人数が<u>11名以上</u>でないと対象となりません。 											
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>バスの借上料（消費税を含む）</u> ◎高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手に係る食事代、宿泊料その他の付帯費用を除きます。 											
交付回数	<ul style="list-style-type: none"> ● 1団体につき1年度（4月1日から翌年の3月31日）あたり2回まで ● 社会福祉等に関するボランティア活動を行う場合は、1年度あたり3回まで 											
借上バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間バス会社等から<u>バス</u>を直接借り上げてください。 （道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車） ◎旅館等の送迎用バスやレンタカーなど(白ナンバー)は対象になりません。 ◎補助対象は1台分です。ただし、1回で2台以上使用した場合の補助対象台数は2台以内とします。その場合は2回利用したものとします。 											
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するバス（乗車人員）に応じて次の補助額となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">補助対象（借上バス1台当たり）</th> <th style="width: 20%;">バスの種類</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 30%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）</td> <td>マイクロバス等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補助対象 経費の 1/2</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）</td> <td>大型バス等</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎バス会社の都合などで、やむを得ず29人以下で大型バスを使用する場合は、11人から29人の補助額で申請してください。 また、補助対象人数に見合った型のバスの見積書が必要です。</p> <p>◎ 補助対象人数が35人の団体が、78,750円の大型バスを借りた場合 $78,750円 \times 1/2 = 39,375円$ ↓ 39,300円 となります。 ※100円未満切り捨てのため</p>	補助対象（借上バス1台当たり）	バスの種類	補助率	限度額	補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）	マイクロバス等	補助対象 経費の 1/2	30,000円	補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）	大型バス等	40,000円
補助対象（借上バス1台当たり）	バスの種類	補助率	限度額									
補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）	マイクロバス等	補助対象 経費の 1/2	30,000円									
補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合 （運転手及び添乗員を除く。）	大型バス等		40,000円									

2 交付申請について

申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として実施する月の2か月前の月の1日から末日の間で受け付けます。郵送による場合は、期限内に届くようにしてください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">実施する月</th> <td>4月、5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">申請を受け付ける月</th> <td>3月※</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> </tr> </table> <p>※4・5月実施分は3月2日～31日で仮申請を受け付けます。</p>	実施する月	4月、5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	申請を受け付ける月	3月※	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
実施する月	4月、5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
申請を受け付ける月	3月※	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月														

《重要事項》

- ①関係書類は、補助金受領後5年間保存してください。
- ②以下に該当する場合は、千葉市補助金等交付規則に基づき、団体の活動場所への立ち入り調査を行い、補助金の返還をしていただきますのでご注意ください。
 - ・申請書記載のとおり事業が実施されていない。
 - ・市が実施する（市が他の団体に委託する）助成・補助金を受け取っている。
- ③名称の異なる団体で構成員の3分の2以上が共通する場合は、交付決定を取り消します。



いきいき活動外出支援事業のご案内

～借上バス補助制度（手続きはお済みですか）～

『借上バス補助制度とは』

60歳以上の高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等で、民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を補助する制度を実施します。

※観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合は利用できません。

【補助対象】 千葉市に住所を有する60歳以上の高齢者で組織する団体

【補助金額】 補助対象条件	バスの種類	補助額
本市内に住所を有する60歳以上の者が30人～乗車する場合	大型バス等	バス借上料の2分の1 ※限度額4万円
本市内に住所を有する60歳以上の者が11人～29人乗車する場合	マイクロバス等	バス借上料の2分の1 ※限度額3万円

利用団体

①事業の計画

- ①実施日を決める
- ②研修先等の予約
- ③借上げバスの手配

②補助金申請手続きの準備

（申請期間：原則利用月の2か月前の月の1日から末日まで）

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- バス借上見積書（コピー可）
- 口座振込依頼書

※令和8年度申請分より見積書は写しによる提出も可能です。

④事業の実施（出発）

研修やボランティア活動の実施

※原則バス料金は、決定通知書受領後に、バス会社等にお支払いください。

⑤補助金の請求準備

- 実績報告書
- 活動内容報告書
- 収支決算書
- バス借上領収書（コピー可）
- 利用者名簿
- 補助金交付請求書

※令和8年度申請分より領収書は写しによる提出も可能です。

団体口座

市

【申請方法】

申請書類を高齢福祉課へ郵送、窓口で提出、電子申請のいずれかの方法によりご申請ください。

※各区の保健福祉センターでは申請することができませんのでご注意ください。

②申請

③申請書の受理

- 書類審査
- 決定通知

決定通知

⑤請求

⑥補助金等交付請求書受理

- 確定通知書
- 請求内容の審査
- 支払手続

確定通知

⑦支払

いきいき活動外出支援事業 Q & A

1 どのような事業ですか？ Q1～Q12

Q1. いきいき活動外出支援事業とは？

- A. 高齢者団体が研修などを行うために民間のバスを借上げる費用の一部を助成する制度として、平成 23 年度からスタートしました。

Q2. 補助金額はどの位ですか？

- A. バス借上料の 1/2 の金額と上限額とを比べて、少ない金額が補助金額となります。

(例 1) 補助対象人数が 32 人の団体が、78,000 円のバスを借りた場合

$$78,000 \text{ 円} \times 1/2 = 39,000 \text{ 円}$$

30 人以上の補助限度額 4 万円より少額なので、補助金額は 39,000 円です。

(例 2) 補助対象人数が 35 人の団体が、88,000 円のバスを借りた場合

$$88,000 \text{ 円} \times 1/2 = 44,000 \text{ 円}$$

30 人以上の補助限度額 4 万円を超過しているため、補助金額は 40,000 円です。

Q3. 千葉市内在住の 60 歳以上の方が 11 名乗車していれば、残りは市外の人や 60 歳未満の人が乗車しても構いませんか？

- A. この補助金は、市内の 60 歳以上の方の外出支援を目的としていますので、原則として補助対象外の方（市外の方、60 歳未満の方）は乗車できません。ただし、補助対象者の介助が必要な場合に限り、介助者として補助対象外の方の乗車が認められます。この場合、同行可能な補助対象外の方の人数の目安は、補助対象者の 1 割以下です。

(例：補助対象者が 40 人の場合、4 人まで補助対象外の方が同行できます。)

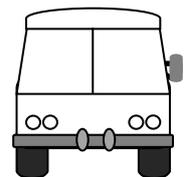
なお、補助対象外の方が目安の 1 割を超えて同行が必要な場合、理由書を添えれば同行が可能となることがあります。詳しくは、事前に高齢福祉課までお問い合わせください。

Q4. 使えない活動はあるのですか？

- A. 以下の場合、利用できません。

① 観光、遊興その他娯楽が主たる目的の場合

② 市が実施する（市が他の団体に委託する）助成を受けている場合、またはその予定がある場合



Q5. 活動日、活動時間、行先の制限はありますか？

- A. 活動日、時間、行先に制限はありません。ただし、出発地及び帰着地は市内に限ります。

Q6. 申込の優先順位はありますか？

- A. 優先順位はありませんが、予算の範囲内で補助金を交付するため、申込状況により抽選等になる場合があります。

Q7. メンバーがほとんど同じで複数の活動を行っていますが、それぞれの団体で利用できますか？

- A. 同じメンバーが 2/3 以上いる場合は、団体名称が異なっても 1 団体となります。実施後に提出される「利用者名簿」により、交付要件を満たさないことが判明した場合は、交付決定を取り消します。

Q8. 旅行会社を使用した場合も対象になりますか？

- A. 見積書及び請求書にバスの借上料が記載されており、他の経費が含まれていないことが確認できる場合は対象となります。

なお、旅館等で送迎を行うバス（白ナンバー）は、対象となりません。



Q9. レンタカーは対象になりますか？

- A. レンタカーは対象となりません。
民間のバス会社等で借り上げた運転手付きのバスの借上料のみが対象となります。
※ 観光バス会社等のバス（緑ナンバー）が対象です。
※ 旅館等で送迎を行うバス（白ナンバー）は対象となりません。

Q10. 宿泊研修等も補助金の対象となりますか？

- A. 宿泊する場合も、1 回分として、バスの借上料のみが補助対象となります。
見積書、請求書、領収書に、バス借上料（高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手に係る食事代、宿泊料その他の付帯費用を除く。）がわかるように記載してもらう必要があります。

Q11. 欠席者がでた場合、補助対象となりますか？ また手続きが必要ですか？

- A. ①申請の人数が 11 人以上 29 人以下の場合
利用者が 10 人以下となると補助対象外となり、申請取り消しの手続きが必要です。
②申請の人数が 30 人以上の場合
利用者が 29 人以下となった場合は、補助限度額が 3 万円となります。

Q12. 事故補償はありますか？ 市は保険に加入していますか？

- A. 市では補償はしません。また保険にも加入していませんので、事故等に備えて団体で保険に加入しておくことをお勧めします。

2 事前手続き・申請について教えてください Q13～Q18

Q13. 申請書類はどこで配付していますか？

- A. 千葉市役所 9 階高齢福祉課にてお渡し可能です。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

Q14. バス借上時の見積書はどのように記載してもらえばよいですか？

- A. 必要な記載事項は、①運行日、②バスの種類、③バス借上料、④その他の費用（高速道路等の通行料、駐車場使用料等）、⑤バス会社等の名称、⑥所在地、⑦代表者名です。
※ バス借上料とその他の費用（高速道路等の通行料、ガイド料、駐車場の使用料、運転手に係る食事代、宿泊料等）が確認できるようにしてください。

Q15. 市に提出する見積書は原本でなければいけませんか？

- A. 令和 8 年度申請分から写しによる提出も可能となりました。
また、見積書へのバス会社等の法人印の押印は不要となりました。

Q16. 団体名義の口座がない場合、個人名義の口座への振込みはできますか？

- A. 原則、個人の口座への振込みはできません。
バス会社等に補助金の受け取りの委任をご検討ください。

Q17. 委任状はどのような場合に必要ですか？

- A. 申請団体の口座へ振り込む場合には必要ありません。
団体で口座を持っておらず、バス会社等に補助金の受取りを委任する場合には、委任状をご提出ください。
なお、この場合、バス会社等の事後振込に対する了承をもらったのち、バス会社の法人印が押印された委任状とバス会社等の通帳のコピーを提出してください。

Q18. どのバス会社を使用したらいいのですか？

- A. 指定のバス会社等はありませんので、各団体で民間バス会社や旅行会社でバスを予約してください。
市が業者を斡旋、予約することはできませんが、市のホームページに参考となる名簿がございます。
サイト内検索で「入札参加資格者名簿」と入力して検索してください。
ファイル名：「千葉市委託入札参加資格者名簿」
・業種（大分類）名称 > 運搬・保管 > 業種（中分類）名称 > 旅客輸送

3 申請内容を変更する際の手続きについて教えてください

Q19. 申請内容に変更が生じた場合、手続きは必要ですか？

A. 計画の変更や中止をする場合は、変更申請が必要です。

※ 詳細は高齢福祉課へお問い合わせください。

Q20. 事業を中止した場合、もう一度申請できますか？

A. 申請期限（原則、実施する月の2か月前の1日から末日まで）内であれば、申請できます。

4 研修等を実施した後の手続きについて教えてください

Q21. 利用者名簿は、なぜ必要なのですか？

A. 様々な団体の申請があるため、補助対象条件である住所及び年齢を確認する必要があります。また、団体ごとの交付回数の確認にも必要となります。

（名称の異なる団体でも、構成員の3分の2以上が共通する場合は同一団体とみなし、交付決定を取り消します。）

Q22. 領収書にバス借上料以外の費用が含まれている場合、どのようにしたらよいですか？

A. 借上料を確認するため、領収金額の内訳が記載されているもの（請求書等）を添付してください。

Q23. 市に提出する領収書は原本でなければいけませんか？

A. 令和8年度申請分から写しによる提出も可能となりました。
また、領収書へのバス会社等の法人印の押印は不要となりました。



5 その他

Q24. 書類に押印は必要ですか？

A. 代表者本人が署名する場合、電子申請する場合は、押印せずに申請できます。

電子申請する場合を除き、申請書、実績報告書、補助金請求書すべてに本人による署名又は押印が必要です。

Q25. 書き損じの訂正に押印は必要ですか？

A. 押印して申請している場合は、押印で訂正してください。

署名で申請している場合は、本人が氏名（フルネーム）を記載して訂正してください。